

令和7年度
赤穂民間観光イベント等開催補助金
公募要領

(募集締め切り：令和7年5月26日(月))

※本公募要領の記載にかかわらず、審査方法やその他の内容を変更する場合がありますので、ご了承のうえご申請ください。

令和7年4月

(一社) あこう魅力発信基地

赤穂民間観光イベント等開催補助金 公募要領

1 事業目的

赤穂市の新しい観光と地域づくりの観点から地域がより魅力を増し、集客力が高まるよう、まちの賑わい、新名所・新名産の開発、地産地消とブランド化など観光振興を図ることを目的として、市民団体等が行う下記の事業の支援・補助を行う。

2 補助対象者

市内に主な活動の基盤を有する5人以上で構成する団体または法人（ただし、宗教活動、政治活動又は営利活動を行うことを目的に組織されている団体や規約、会則等が整備されていない団体は除きます。）

※これらの要件を満たす観光関連団体、商業関連団体、地場産業関連団体等も対象とします。

3 補助対象となる事業

団体が自主・自発的に行う観光振興活動のうち、これまでにない新しい事業または過去に本事業により補助金を受けたことがある場合は、これまでの経験と実績を踏まえ、問題点・課題点を改善し、新たな要素を加えた事業とする。

実施期間は、交付決定の日から令和8年3月末までとし、次の(1)～(4)のいずれかに該当する活動とする。ただし、①活動の成果が特定の個人、団体等のみに帰属する活動②地域の行事等で、既に継続的に行われている活動（なお、補助対象とすることが適当であると認める活動は除きます。）③宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とする活動またはこれに類する活動④その他、支援することが適当でないと認める活動は対象としません。

(補助対象となる事業)

(1) 観光地ブランディング

- ・本市の「観光地」としてのブランドイメージ醸成につながるもの

(2) 地域資源の磨き上げ

- ・既存の地域資源の活用促進をはかるもの
- ・地元食材を使ったご当地グルメの開発や普及促進をはかるもの

(3) 効果的な情報発信

- ・WEB・SNS等を活用した効果的な情報発信を行うもの
- ・インバウンドプロモーションを推進するもの

(4) 受け皿整備

- ・体験コンテンツや観光ガイド商品の造成をはかるもの
- ・地域や資源間の連携により、市内の周遊促進をはかるもの

※集客イベントについては、市外から一般の見物客が多く見込めないようなスポーツ大会、芸能大会、フォーラム、親睦行事などは原則として対象としません。（集客が見込めるものを対象とします。）

※マップ、チラシ等を作成する事業については、作成から配布までを計画とするものを補助対象とします。この場合、配布窓口、配布方法などを事業計画書の中で明確に記載してください。

※他の補助事業と併用する場合、申請にあたっては全体事業を示すとともに、そのうち当事業で補助を受けたい事業や補助対象経費を収支予算書の中で明確に記載してください。

【補助対象事業例】

日本遺産「北前船」「塩」関連コンテンツを生かした取り組み、ご当地食材を活用したグルメ開発・普及促進を行う取り組み、動画を作成しYouTube等で配信するもの、観光資源の紹介パンフレットを作成しSNS等で配信するもの など

4 補助対象経費

補助対象事業の実施に直接に要する経費。ただし、次の(1)～(4)の経費を除きます。

- (1) 団体の構成員等の人件費、謝礼、旅費交通費及び飲食費
- (2) 備品購入費
- (3) 証拠書類により活動実施団体が支払ったことを確認することができない経費
- (4) その他、支援することが適当でないと認めた経費

※上記のほか、イベント出展者から徴収する出展料や参加料など収益がある場合には、当該収益によって充当されるべき経費は補助対象外とします。

※事務費（会議等の経費を含む）、景品代・ノベルティ（参加賞等も含む）は、それぞれ助成対象経費の1割以内とします。

※団体の構成員が当該補助事業の一部を業務として請け負う場合、領収書に屋号や商号の記載があるなど、個人事業主として確認できる場合のみ補助対象とします。（当該構成員の氏名のみ記載の領収書では不可。領収書のほかに個人事業主として証明できる資料添付の場合は可とします。）

※特定の個人の使用物品となるようなもの（団体構成員の名刺など）についても補助対象外とします。

【経費の具体例】

会場設営・撤去費、会場警備費、音響機器等レンタル料、広報宣伝費、事務費、原材料費、出展・出演料（謝金・交通費・宿泊費含む）、景品代 等

5 補助金の交付上限額

審査の結果、上位3団体に対し、補助対象経費のうち20万円、4位～7位の団体に対し、補助対象経費のうち10万円（補助申請額が補助金の額に満たない場合はその金額）を交付します。

※申請状況により補助対象者数および補助金額が変わる場合があります。

6 事業審査及び補助金の交付決定

原則として、申請者によるプレゼンテーションを行っていただいた後、審査により補助対象者を決定します。ただし、申請者が希望する場合は、書類のみでの審査も可とします。

審査終了後、予算の範囲において交付決定を行います。交付決定の後、交付決定額の2分の1以内で概算払いをすることができます。

※プレゼンテーションは、各団体の代表者が出席し、補助申請事業の概要を審査員に対して説明を行ってください。

※プレゼンテーションは公開で行いますが、審査の結果については、後日発表、通知します。

※補助事業については、原則、交付決定を受けた内容で実施してください。

やむを得ず事業計画を変更する場合は、まず事務局にご連絡いただき、変更承認申請の可否を確認してください。

※事前承認を得ずに計画を変更した場合は、交付決定を取り消す場合があります。

※変更承認申請書を提出した場合でも、計画変更が認められないことがあります。

7 「同一の団体等」に対する補助の制限について

「同一の団体等」に対する補助は、3回（3年）までとします。

※令和元年度（平成31年度）からの起算とし、累積の回数（年数）で計算します。

（例）令和元年度と令和4年度に補助を受けたが、令和3年度は受けなかった場合
→累積2回（2年）の補助

※「同一の団体等」としてみなす場合は以下のとおりとします。

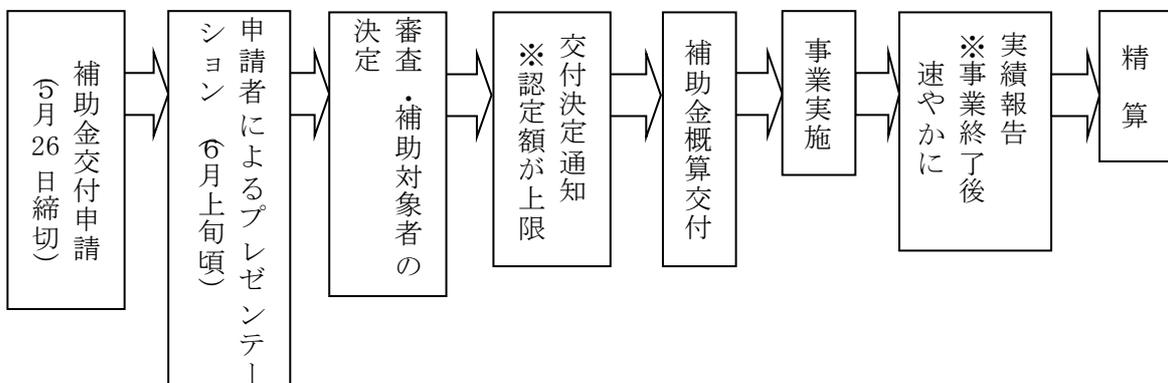
- ・団体等の名称が同様である場合
- ・団体等の名称が異なるが、構成メンバーの半数が同様の場合
- ・その他、内容等から「同一の団体等」とみなせる場合

※ただし、令和2年度に補助を受けた場合には、これを上記の累積の回数（年数）に算入しない。

8 実績報告及び補助金の支払い

補助事業が完了後、速やかに実績報告書等を提出してください。実績確認をした後、補助金残額の支払いを行います。従って、それまでに支払う必要がある経費については、立て替えて支払っていただく必要があります。なお、提出された実績報告書等については、ホームページ等で公表します。

【事業の流れ】



9 交付決定の取り消し及び補助金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は、交付決定の取り消し及び既に交付した補助金の一部または全部の返還を求めることがあります。

- (1) 補助金を目的以外に使用したとき
- (2) この公募要領に基づいて提出された申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき
- (3) 補助金の交付決定に付された条件を遵守しなかったとき
- (4) 補助団体が、法令に違反する行為を行ったとき

10 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 補助事業について、(一社)あこう魅力発信基地から求めがあったときは進捗状況を報告しなければなりません。
- (2) 事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入支出を証する書類を整備し、当該補助事業が完了した年度から5年間保存しなければなりません。
- (3) 補助事業に関係する調査に協力を求める場合があります。また、補助事業終了後、その成果の発表を求める場合があります。

11 応募手続き

□申請書の提出先

(一社)あこう魅力発信基地 事務局 (赤穂市役所2階)
住 所：〒678-0292 赤穂市加里屋81番地
TEL：0791-43-6931
FAX：0791-46-3400

□提出書類

本公募要領を熟読の上、下記の書類を提出してください。

- ①赤穂民間観光イベント等開催補助金交付申請書
- ②団体概要調書
- ③イベント活動計画書
- ④イベント活動収支予算書
- ⑤観光イベント調書
- ⑥団体の規約、会則等の写し(任意様式)
- ⑦その他必要と認める書類

※事業の内容がわかる企画書、図面等があれば添付願います。

□提出方法

活動概要を確認しますので、事前に電話(TEL:0791-43-6931)等にて予約のうえ、直接(一社)あこう魅力発信基地の窓口までご持参ください。(郵送不可)

□応募書類の提出期限

令和7年5月26日(月)17時15分まで ※期限厳守

□申請書の配布場所

(一社)あこう魅力発信基地窓口で配布するほか、あこう魅力発信基地ホームページ(AKO-MAG)からもダウンロードすることができます。